

統計資料

第1表…刑事訴訟法第290条の2及び第290条の3の運用状況

第2表…刑事訴訟法第299条の4の運用状況

第3表…刑事訴訟法第299条の5及び第299条の6の運用状況

刑事訴訟法第290条の2及び第290条の3の運用状況

(平成28年～令和2年)

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	総数
①第290条の2	被害者特定事項を明らかにしない旨の決定をした被害者の数	3,437	2,844	3,301	3,446	3,371	16,399
②第290条の3	証人等特定事項を明らかにしない旨の決定をした証人等の数	4	100	141	199	105	549

(注)1 最高裁判所事務総局の資料に基づき、法務省刑事局において作成。

2 延べ数である。

3 通常第一審終局事件を対象としている。

4 ①の数値については、平成28年までは決定日を基準に計上していたが、平成29年以降は当該事件の終局日を基準に計上している(なお、平成28年以前に決定がなされ、平成29年に事件が終局したものについては、決定日を基準に計上している。)

5 ②の数値については、当該事件の終局日を基準に計上している。

刑事訴訟法第299条の4の運用状況

(平成28年～令和2年)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	総数
第299条の4の措置をとった証人等の数	0	36	76 (29)	72 (0)	25 (0)	209 (29)
第1項の措置をとった証人等の数	0	11	21 (1)	8 (0)	6 (0)	46 (1)
うち 氏名のみ			6	2	0	8 (0)
うち 住居のみ			12 (1)	1	5	18 (1)
うち 氏名及び住居			3	5	1	9 (0)
第2項の措置をとった証人等の数	0	5	34 (20)	30 (0)	3 (0)	72 (20)
うち 氏名のみ			0	0	1	1 (0)
うち 住居のみ			32 (20)	2	2	36 (20)
うち 氏名及び住居			2	28	0	30 (0)
第3項の措置をとった証人等の数	0	15	11 (0)	18 (0)	13 (0)	57 0
うち 氏名のみ			5	14	8	27 0
うち 住居のみ			0	1	0	1 0
うち 氏名及び住居			6	3	5	14 0
第4項の措置をとった証人等の数	0	5	10 (8)	16 (0)	3 (0)	34 8
うち 氏名のみ			7 (7)	3	0	10 7
うち 住居のみ			0	0	3	3 0
うち 氏名及び住居			3 (1)	13	0	16 1

(注)1 法務省刑事局による調査結果に基づき、同局において作成。

2 延べ数である。

3 通常第一審終局事件のうち、判決があったものを対象としている。

4 当該事件の判決日を基準に計上している。

5 各項の事項別の内訳については、平成30年1月1日以降に判決があった事件についてのみ把握している。

6 ()内の数値は、刑事訴訟法第299条の5第1項の裁定請求がなされた証人等の数を内数として記載している。なお、この数値については、平成30年1月1日以降に判決があった事件についてのみ把握している。

刑事訴訟法第299条の5及び第299条の6の運用状況

(平成28年～令和2年)

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	総数
①第299条の5	第1項の決定をした証人等の数	-	3	4	-	-	7
	第2項の条件の付与又は時期等の指定の対象となった証人等の数 うち	-	1	4	-	-	5
②第299条の6	第1項の条件の付与又は時期等の指定の対象となった証人等の数	-	1	8	9	-	18
	第2項の閲覧・謄写の禁止又は条件の付与若しくは時期等の指定の対象となった証人等の数	-	-	-	3	-	3
	うち 閲覧・謄写の禁止の対象となった証人等の数	-	-	-	-	-	-
	第3項の閲覧禁止又は朗読拒絶の対象となった証人等の数	-	-	-	-	-	-

(注)1 最高裁判所事務総局の資料に基づき、法務省刑事局において作成。

2 延べ数である。

3 通常第一審終局事件を対象としている。

4 ①及び②の数値については、当該事件の終局日を基準に計上している。